

流通システム開発センターニュース

第210号

平成29(2017)年3月

■ contents

GS1 QRコードで製品安全情報を提供...P.02~03

JANコード、集合包装用商品コードの設定に関する新ガイドラインを公開...P.04~05

非常時の物資供給におけるGS1標準利用の可能性...P.06~07

医療機器等のUDI対応バーコード表示ガイドを発行...P.08~09

GS1 Japanパートナー会員制度2016年度活動報告...P.10

流通BMS協議会 東京・大阪でセミナーを開催...P.11

入門講座ご案内...P.12

GS1QRコードで製品安全情報を提供

—栄工業を皮切りに燕三条金物産地の取り組みが始まる—

新潟県の三条市と燕市にまたがる地域は、全国有数の金属加工産地である。この地域で、GS1QRコードをスマホで読み取ることで取扱説明書（以下、取説）の閲覧やリコール・使用期限到来などの製品安全に関する情報を提供する取り組みが始まろうとしている。

三条金物卸商協同組合が2015年から汎用的なQRコードで実験を重ねてきたが、2016年8月にTDNインターナショナル(株)からリリースされたGS1QRを利用するサービス「scodt(すこどっと)」を利用して、今年の3月から獣捕獲器メーカーの(有)栄工業（燕市）が実用化を開始した。

●一般向け販売増で取説を作成

栄工業は1986年の創業で、主にネズミなどの小動物を捕獲する道具の製造からスタートした。その後有害獣が全国的に増えるに従って中型、大型へと拡大、今ではネズミからツキノワグマまで捕獲できる道具を揃えている。

動物を捕獲する道具は従来、プロの猟師や駆除業者が使うもので、取

扱説明の必要性を感じなかった。

ところが、10年ほど前からハクビシンやアライグマなどの被害が増えて有害獣に認定されると、自治体などが駆除に動くようになった。この場合も猟友会や農協などに駆除を委託することが多く特に問題はなかったが、最近は一般の知識のない人が使うようになり、販売ルートも、ホームセンターやECでの売上げがほとんどを占めるようになった。

一般の人が使うようになると、「開け方がよく分からない」、「どんなえさで動物を誘導したらよいか分からない」といった問い合わせを電話でよく受けるようになり、それだけで時間が過ぎてしまうようになった。そこで、すべての製品に取説を付ける取り組みを開始した。

「最初は、例えば取説に書く部位の名前を全部つけるところからスタートし、これが製品を見直すきっかけにもなった。使い方も社員で全部一から組み立ててみて、使う人がどうすれば一番使いやすく、セットできるだろうかということは何時間もかけて話し合い、やっと今の良い形が出来上がった。今でも毎月1回、



栄工業 山村社長

PLアドバイザーと社員が一緒になって勉強会を開催している」（栄工業社長 山村則子氏）。

●GS1QRコードへの取り組み

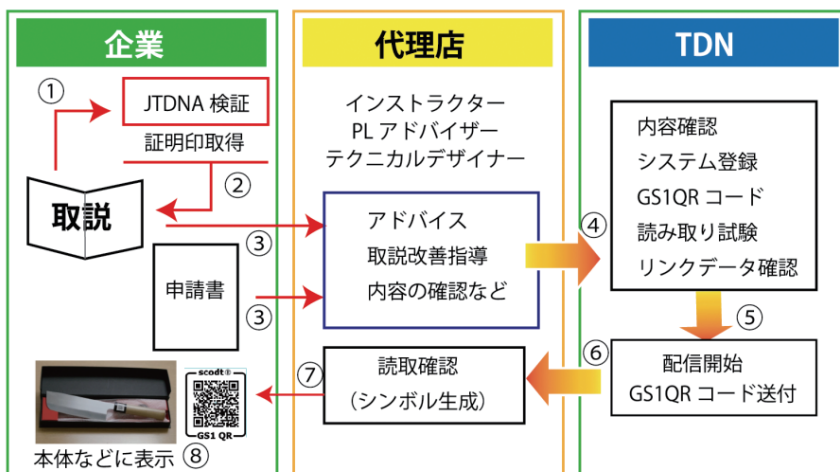
捕獲器を外で設置する場合でもスマホで取説の内容が確認できるように、QRコードを付けることにした。しかも「普通のQRコードだとネット通販のサイトやメーカーのネット販売のサイトに飛んでそこで価格が比較され、ネットで商品を買われてしまうことにもなりかねない。GS1QRコードは取説情報しか見られないので、お店にとってもプラスになる」（山村社長）と考えてscodtのGS1QRコードを使うことにした。

GS1QRコードは当面、ホームセンターとネットで販売する7アイテムを対象に、2017年2月生産分から全ての製品にタグを付けていく。

取説の検証からGS1QRコードの表示までの流れを図に示す。

取説は、「消費者視点の取説」の普及啓発活動を行っているNPO法人 日本テクニカルデザイナーズ協会（JTDNA）が実施している第三者検証合格を証明するコード（証明

取説検証からGS1QRコード発行、本体表示までの流れ



印) を利用する。

その PDF データと GTIN などを記載した scodt 登録申請書を TDN 社の代理店に送り込み、その後、TDN 社が内容を確認した上でデータベース (DB) に登録する。scodt DB に登録すると、GS1QR コード (GTIN + 取説の証明印番号 + scodt DB の URL) を代理店経由で申し込み事業者へ通知する。それを正規の GS1QR シンボル生成ソフトと専用のベクトルデータテンプレート使用を許可された印刷会社などに依頼して GS1QR シンボルを生成、製品の使用状況に合わせた方法で本体やパッケージに表示する。

検証や scodt DB への情報送り込みは JTDNA の PL アドバイザーなどの資格取得者を複数有する代理店が行っており、三条地区では後述のナガオカ・リコーと馬場長金物の 2 社が行っている。この 2 社では取説の検証業務を卸売商の業務のひとつとして捉えている。

栄工業では、写真のように、製品の特性上、銘板を貼る場所がないため、金属プレートに自社ブランドと GS1QR を表示している。scodt では、リコールや使用期限到来を通知するための登録を毎年更新するので、その都度 GS1QR シンボルが変わる。そこで、シールにロスが発生

しないよう、必要な分だけ印刷するようにした。

ユーザは製品購入後、最初に scodt の無料アプリをダウンロードして GS1QR コードを読み取り、取説が読めるかどうかを確認することを取説で誘導している。これによりアクセスしたモバイル機器のシリアル番号が個人情報の代替として GTIN に紐づけて記録される。いわゆる製品ユーザ情報が自動認識で蓄積されることになり、この情報が後にリコールや使用期限到来通知を可能にしている。

取説にアプリの普及と利用促進のためのアクションを組み入れている点が scodt の大きな特徴となっている。

●三条金物卸商組合の取り組み

174 社が加盟する三条金物卸商協同組合は、地場製品を取り扱う産地問屋から、全国の商品を取り扱う集散地問屋へと発展してきたが、今後は国内マーケットだけでなく、海外にも積極的に販売していくことを考えている。

特に現在は、海外で三条の刃物が注目されており、刃物メーカーはどこも生産が間に合わないほどのブームになっているという。「ただ、スポット的な注文が多く、ブームはい



長岡理事長

馬場副理事長

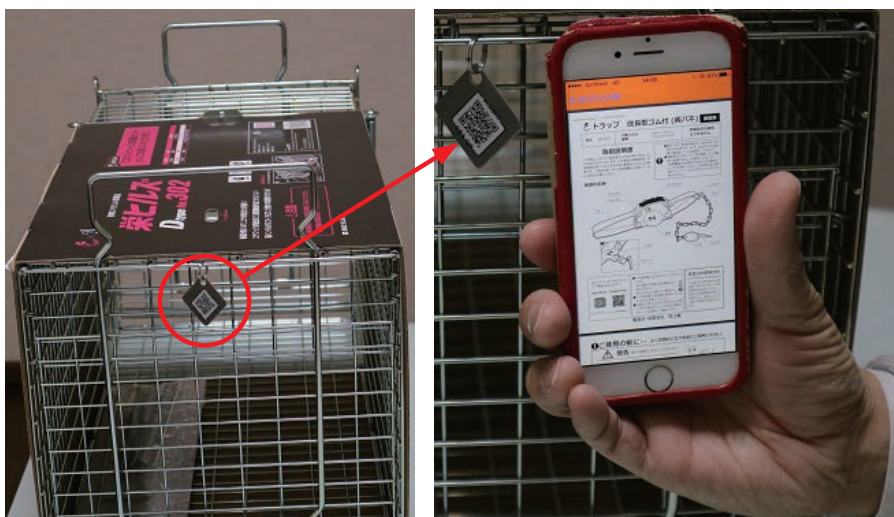
つまで続くか分からないので今のうちに間口を広げておきたい」(理事長の長岡信治(株)ナガオカ・リコー社長)。そのためには、「三条の伝統ある技術を書面できちんと伝え、GS1QR でどこでも多言語対応の取説が見られるようにしていきたい。さらに、TDN 社と 1WorldSync が連携し、B2B 商品情報クラウドサービスを展開するので、海外に市場を拡大する産業のコアとなり、後継者を育てて技術も残したい」(長岡氏)。

この取り組みは組合の若手を中心になっているが、その一人である馬場眞樹副理事長(馬場長金物(株)社長)は「当社が販売する土農工具は勝手を知っている人が使うということで取説は必要なかったが、ネットや量販店で売ようになった今は逆に取説がないものを売るのが怖い」という。

産地でそういう意識を持っている企業はまだほんの一部だが、「我々若手メンバーの中では東京オリンピックがひとつの目標になっているので、その頃には製品にこの QR コードを付けてどこでもスマホで取説の内容を確認できるようにしたい」(馬場氏)。

三条、燕の両市では 3 月 15 日に本件の合同記者会見を(公財)燕三条地場産業振興センターで行う予定であり、これから産地を挙げて積極的に取り組むこととしている。

(広報室)



栄工業の中型動物用捕獲器に取り付けられた GS1QR コード。

scodt の無料アプリをダウンロードしたスマホで読み取ると取説情報が閲覧できる

JANコード、集合包装用商品コードの設定に関する新ガイドラインを公開

ー GTIN 設定ルールを整理し、GTIN アロケーションガイドラインを改訂ー

当センターは、今年2月に「GTIN 設定ガイドライン」（以下、本ガイドライン）を発行し、ウェブサイトにて公開した。本ガイドラインは、JANコードや集合包装用商品コードなどのGS1標準の商品識別コード（GTIN）の設定や変更の基準についてまとめたもので、当センターが2006年より公開してきたGTINアロケーションガイドライン（以下、旧ガイドライン）の改訂版にあたる。



新ガイドライン表紙

●改訂後も基本的なルールは従来通り

今回のガイドライン改訂は、2016年にGTIN設定ルールの国際標準の再整理・見直しが行われ、6月に新ルールが公開されたことを受けて行われた。

日本版のガイドライン作成にあたっては、GTIN設定ルールの原文「GTIN Management Standard」に準拠しつつ、より参照しやすいように、GTINに関する基本的な情報や例示を追加している。

新旧ガイドラインは、文書構成など見た目は大幅に変わっているが、GTIN設定ルールの基本的な内容が変わったわけではない。

ただし、一部ルールの整理・統合に伴い、旧ガイドラインから変更になった点や、旧ガイドラインには記載がなかった内容が追加されているため、注意が必要である。

●新旧ガイドラインの違い

①「新しいGTINの設定が必要になる場合」に焦点を当てて整理

旧ガイドラインは、商品に変更を加えた際に、従来品のGTINを変更して新しいGTINを設定する場合と、GTINを変更しない場合とを並べて記載しており、これが混乱を招く可能性があった。

新ルールは、「新しいGTINを設定する場合」に焦点を当てて整理し、図表1に示すように「新しいGTINの設定が必要になる10の基準」としてまとめている。

②一部の混在したルールを統一

旧ガイドラインでは、「販促のために期間限定で包装（パッケージ）

を変更したり、または景品・試供品を付けたりした場合」の、集合包装のGTINのルールにおいて、「変更なし」「併売する場合は新しいGTINを設定」「新しいGTINを設定」の3つが混在していた。

新ガイドラインでは、これを「集合包装には新しいGTINを設定」に統一している（図表2）。

③商品流通のグローバル化を踏まえて国際標準ルールを全て記載

旧ガイドライン作成時は、日本国内のビジネスで適用する場面があまり想定されないルールの記載を省略したが、今回の改訂にあたっては、輸出入の増加など、日本企業がビジネスを行う環境のグローバル化の進展、今後の拡大を考慮し、原文の国際標準のルールを全て記載した。具体的には、図表1の基準1の一部事例と、基準5、基準10の記載が追加された。

図表1 新しいGTINの設定が必要になる10の基準

	内容	単品、最小取引単位	集合包装
新商品 商品の変更	1. 新商品を発売した場合	新しいGTIN	新しいGTIN
	2. 商品表示の変更をともなう成分・機能を変更した場合	新しいGTIN	新しいGTIN
	3. 商品表示の変更をともなう正味内容量を変更した場合	新しいGTIN	新しいGTIN
	4. 包装の外寸、または総重量の20%以上を変更した場合 * 正味内容量の変更はなし	新しいGTIN	新しいGTIN
	5. 認証マークを追加、または削除した場合	新しいGTIN	新しいGTIN
	6. ブランドを変更した場合	新しいGTIN	新しいGTIN
	7. 販促のために期間限定で包装を変更、または景品・試供品を付けた場合	変更なし	新しいGTIN
	8. 集合包装の入数を変更した場合	変更なし	新しいGTIN
	9. セット商品や詰め合わせ商品の中身を変更した場合	新しいGTIN	新しいGTIN
	10. 商品本体に表示された価格を変更した場合 * 国内ではほぼ適用なし、一部の輸出の場合のみ	新しいGTIN	新しいGTIN

図表2 新ガイドラインで統一されたルール

● 販促のために期間限定で包装を変更、または景品・試供品を付けた場合

	旧ガイドライン	新ガイドライン
単品のGTIN	変更なし	変更なし
集合包装のGTIN	・変更なし ・併売する場合は新しいGTIN ・新しいGTIN	が混在 → 新しいGTIN

図表3 1つの取引単位に対して1つのGTINを設定する

●異なる商品には異なるGTINを設定

4569951110016 4569951110023 4569951110030 4569951110047

●同じ商品でも取引単位が異なれば、異なるGTINを設定

4569951110016 14569951110013 24569951110010

単品 中箱 外箱

●新ガイドラインでGTIN設定ルールの再確認を！

GTIN設定ルールは、商品識別コード運用の基本となる重要なルールである。すでにJANコードや集合包装用商品コードを商品に設定し管理されている事業者の皆様にも、今回のガイドライン改訂を機に、GTIN設定ルールをぜひ再度確認いただきたい。

①基本原則は「1つの取引単位に対して1つのGTIN」を設定

味や内容量やサイズが異なるなど、別々の商品と見なされるものや、ある商品の単品とケース単位のように取引単位として異なるものには、必ず異なるGTINを設定する(図

表3)。

また、1つの取引単位(例えばケース単位)に対して2つ以上のGTINを設定することはできない。

②商品に次のような変更を加えた場合には、「従来品のGTINを変更し、新しいGTINを設定する」

- 1) 消費者や取引先に従来品との違いを知らせる必要がある変更を行った場合
- 2) 規則や法令等により、消費者や取引先に従来品との違いを知らせる必要がある変更を行った場合
- 3) 商品の出荷、保管、入荷方法等、サプライチェーン上での取扱いを変える必要がある変更を行った場合

③単品、最小取引単位のGTINを変更したら、その商品の集合包装のGTINも必ず変更する

●ケース販売する場合はGTINの設定とバーコード表示に注意が必要

段ボールケース単位などの集合包装には、中の単品のJANコード(GTIN-13)を基にした集合包装用商品コード(GTIN-14)を設定し、ITFシンボル表示する例が、国内では一般的である。

このような商品をケース販売する場合には、POSで読取りできるようにJANコード(GTIN-13)を設定しJANシンボル表示することが必要だが、それだけでは不十分である。

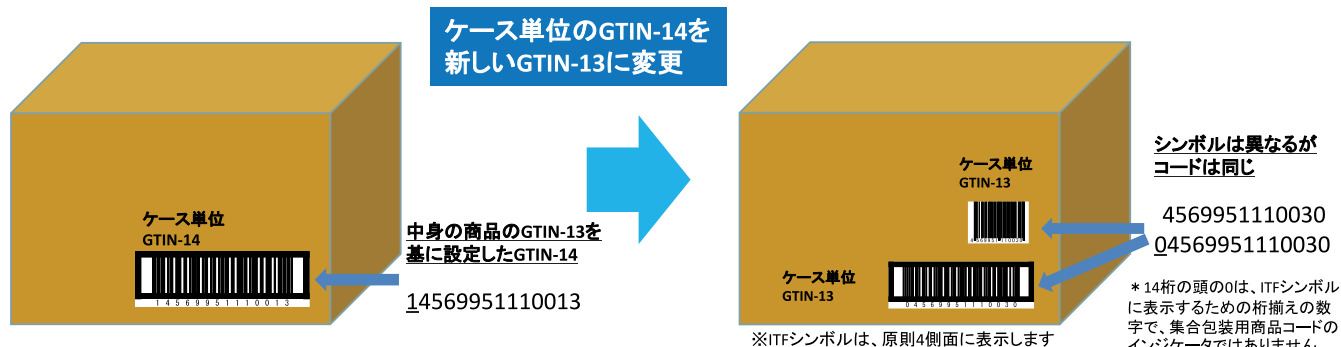
ケース用のITFシンボルには、このケース販売用に設定したGTIN-13の先頭に0を付けた14桁の数字を表示する(従来のGTIN-14のITFシンボルから切り替える)必要がある(図表4)。これは、「1つの取引単位に対して1つのGTINを設定する」という基本原則からきている。

ケース販売が広く行われている飲料などの分野では、おおむね正しく運用されているが、その他の商品カテゴリではGTIN-14のITFシンボル表示がそのまま残っている誤った表示例も見受けられる。

近年は、インターネット販売におけるまとめ買い需要への対応など、必ずしも単品でない販売形態が増える傾向にあるため、ケース単位へのGTIN設定には注意が必要である。

(グロサリー業界グループ 清水)

図表4 GTIN-14を設定した集合包装をケース販売する場合は、ITFシンボル表示しているGTINも変更



非常時の物資供給における GS1 標準利用の可能性

—ヨルダンの難民キャンプにおける GS1 本部の調査レポートから—

人道支援活動に GS1 識別コードを利用する検討が始まっている。

2016 年 10 月末に東京で Global Supply Chain Initiative For Pandemic Preparedness & Response (パンデミックへの備えと対応のための世界的供給網) の会議が開催されたが、GS1 はこの会議に参加し、関係者に対して GS1 標準の理解を促し、GS1 標準の利用の可能性を広げる活動を行っている。

GS1 は、国連の難民キャンプにおける人道支援物資の供給活動に関連する会議にも参加している。難民キャンプにおいて GS1 標準が使えるか、GS1 標準が支援活動に役に立てられないかといった議論、検討を促し、GS1 標準利用の後押しをしている。会議参加のみでなく GS1 本部のスタッフが、直接難民キャンプに出向き GS1 標準の有効性の調査も行っている。今回は、その調査レポートを元に、GS1 としてどのような場面で GS1 標準利用の有用性を見出しているかについて報告したい。

●ヨルダンの難民キャンプの事例

中東における難民の人口は爆発的に増えている。シリアの情勢が不安定で、多くの人々がヨーロッパ・近隣諸国に流出しているからである。難民の一部は、国連の支援のもと国境付近に難民キャンプをつくり生活している。その1つであるヨルダンにあるザアタリ (Zaatari) ・キャンプは、8 万 1000 人ほどの難民が暮らすヨルダン最大の難民キャンプ地になっている。

難民は、難民キャンプに入るとまず、目の虹彩の写真を撮ることで個人認証を行い、UNHCR (国連難民



スーパーマーケット



スーパーの店内と販売されている商品

高等弁務官事務所) が管理するデータベースに登録される仕組みになっている。同時にファミリーブックを作り、家族は、子供を含めて一元管理されるようになっていく。家族には、ファミリーブックと同じ番号のファミリーカードが渡される。このファミリーカードにはバーコードがついている。このファミリーブックを使い UNHCR は、難民管理を行い、

現金支給を含む様々な支援に役立っている。

難民に支給された支援金は、難民キャンプの設置された ATM より引き出すことが可能である。ATM には、認証番号だけでなく、目の虹彩をも同時にスキャンできる特殊な装置がついていて個人を特定できるようになっている。難民は、支給された現金を使い、キャンプに 2 つあ



ザルカ物流倉庫



倉庫の内部

るスーパーマーケットで買い物をすることが可能である。

店内にある商品には、GS1 標準バーコード(日本でいう JAN シンボル)がついており、食料品だけでなく非食料品も含めて POS の利用が可能である。さらに食料品については、現金だけでなく WFP が提供するクーポンでも買い物ができるようになっている。ここで見られるように難民キャンプにおいても GS1 標準バーコードは、商品識別の重要なツールになっている。

●流通倉庫における GS1 標準利用の可能性

新しい物流倉庫がヨルダンのザルカ (Zarqua) 地区に作られたが、この地域のスーパーマーケット等に物資を円滑に供給するには、大きな課題も抱えている。この物流倉庫の規模は非常に大きく 1 万 2700 平方メートルあり、100 万アイテムを貯蓄できる巨大設備になっている。1 日あたり 25 台ものコンテナがいるような地域から来て、世界規模での物流の監視が求められている。

しかしながら物流センターでの物流管理は、標準識別コードを使用しておらず、人手による煩雑な作業を

伴っている。以下物流におけるオペレーションの流れを説明する。

ヨルダンのアクーバ (aquaba) 港に積荷が到着すると、港にいる職員は、倉庫に出荷することを e メールで連絡する。この出荷には、オーダ番号を使用している。その後、商品は倉庫に到着することになるが、倉庫が広いので、13 個もあるドックのどこに到着するか分からない。積荷が倉庫に到着して商品が降ろされると、UNHCR の職員が eメールのオーダ番号を頼りに、到着した積荷をチェックする。

そのチェックは、積荷の数、オーダ番号、到着地のみである。そのあと人手で商品数量を確認することになり、その商品を在庫管理システムに入力している。前述したが、倉庫が広く、取扱品目も多いので、多くの人力による手間がかかっている。

もし GS1 標準を使えば、物流オペレーションにおいて、目に見える作業の効率化が図れるのではないかと期待される。たとえば、パレットに GRAI (リターナブル資産識別番号) をつけ、物流ラベルに SSCC (シ

リアル・ SHIPPING・コンテナ・コード) をつければ、商品のバーコードと紐付けすることで、入荷チェックの手間を大幅に削減できることになるわけである。さらに RFID (電子タグ) を使えば、より早く入荷チェックができることになるので、商品数量を数える手間を著しく削減できることになる可能性があるはずである。

GS1 標準は、通常時のサプライチェーンの輸送における効率化に有効だけでなく、このように難民キャンプにおける支援物資の輸送や、世界的に流行する恐れのある感染症に備えた物資輸送の面においても有効だと考えられている、そのため上述のような会議の参加者だけでなく、多くの有識者の中で、有事や非常時において、GS1 標準利用の可能性や有効性が議論されている。その理由は、GS1 標準が、サプライチェーンにおいて広く使われている現実性のある物品の認識手段であり、その識別性が世界的にユニークであることに他ならない。今後、こういった人道支援活動の話し合いが深まるにつれて、非常時においても GS1 標準が使われるようになっていくものと期待している。

(アパレル・T&L 業界グループ 真間)



UNHCRの荷物
この状態だと中味は確認できない



現行の流通ラベル

医療機器等の UDI 対応バーコード表示ガイドを発行

● UDI をとりまく状況

UDI とは、Unique Device Identification の略である。世界 7 カ国の規制当局が参加して設立された IMDRF（国際医療機器規制当局フォーラム）によれば、UDI は世界的に認められた機器識別およびコード設定標準を用いて生成された数字または英数字の組合せであり、これにより、市場において特定の医療機器を明確に識別することを可能とするものと定義されている。医療機器の UDI については、近年、世界的にその注目が高まっている。

IMDRF は、2013 年に「UDI ガイダンス 医療機器の UDI」を発行した。このガイダンスには、世界的に整合のとれた UDI により、

- ・特にリコールなどの市場安全是正措置発生時のトレーサビリティの確保
- ・物流および使用現場における機器の適切な識別

などを促進することで、患者安全の向上や患者ケアの最適化が期待されると記載されている。

世界的な整合性が重視される中、米国 FDA は、2013 年に UDI 規則を公表した。この UDI 規則により、UDI のためのコード設定、UDI キャリアの表示、機器製造情報のデータベース登録などが義務化された。また同規則に定められた要件を満たす UDI 発行機関の一つとして、GS1 が FDA の認定を受けている。

EU においても、2017 年中に UDI 規則が公表されるとともに、GS1 標準も採用される見込みとなっており、UDI の法制化は世界的に大きな流れとなっている。

●日本のこれまでの取組み

日本ではこうした動きに先駆けて、医療機器等への GS1 標準バーコードの表示を進めてきた。当初、業界団体の自主的な取り組みとして開始されたバーコード表示は、2008 年に厚生労働省課長通知「医療機器等への標準コード付与（バーコード表示）の実施要項」として公的に定められた。2016 年 9 月の調査結果によれば、医療機器の販売包装単位（中箱・外箱）に対するバーコード表示率は、すでに約 95% となっている。

●GS1 標準と日本の標準

前述のとおり、日本ではかなり早くから GS1 標準を採用した。このこともあり、現在の GS1 標準と日本で使用されている標準には、若干ながら差異が生じている。

これまでは、輸入製品にバーコードが表示されることも、輸出の際にバーコードの表示が義務付けられることも多くなかった。したがって、バーコードを表示する側も、バーコードを読み取る側も、日本で使用される標準のみに対応すれば十分であった。

しかし、世界的に UDI に関する法制化が進められていることを踏まえれば、

- ①輸出製品に、輸出相手先の規制に合わせたバーコードを表示すること
- ②輸入製品に表示されたバーコードを読み取る環境を整備することが、今後、より一層重要となる。

●新ガイドの発行

こうした情勢を踏まえ、当センタ



新しいガイドの表紙

ーでは新たに「医療機器等のための UDI 対応バーコード表示ガイド」を発行することとした。このガイドでは、GS1 標準の基礎から、GS1 標準と日本で使用される標準との間にはどのような差異があるのかについて解説を行っている。加えて、特に、米国 UDI 規制に対応する際の注意点も記載している。以下、本ガイドの内容をいくつか紹介する。

●個装、中箱、外箱の GTIN

医療機器の場合、日本においては、個装に GTIN-13 を設定し、この GTIN-13 を基に、中箱、外箱に GTIN-14 を設定している場合が多い。本ガイドではこれを「一致型」と呼ぶ。（図表 1 ①）

しかし、GS1 標準では、中箱、外箱に、個装とは異なる GTIN-13 を設定することも認められている。これはヘルスケア商品に限らずどのような商品でも認められているものである。個装、中箱、外箱にそれぞれ異なる GTIN-13 を設定することを、本ガイドでは「不一致型」と呼ぶ。（図表 1 ②）

図表1 個装、中箱、外箱へのGTIN設定方法の例

	①一致型GTIN	②不一致型GTIN	③混合タイプ
外箱	2 4912345 00001 3	4912345 00020 0	1 4912345 00115 0
中箱	1 4912345 00001 6	4912345 00115 3	4912345 00115 3
個装	4912345 00001 9	4912345 00001 9	4912345 00001 9
	GS1事業者コード 商品アイテムコード チェックデジット	GS1事業者コード 商品アイテムコード チェックデジット	GS1事業者コード 商品アイテムコード チェックデジット

インジケータ

さらに、一致型、不一致型を混合した形（例えば、個装と中箱にそれぞれGTIN-13を設定し、中箱のGTIN-13を基に外箱にGTIN-14を設定する）でGTINを設定することもGS1標準上、認められている。本ガイドではこれを「混合タイプ」と呼ぶ。（図表1③）

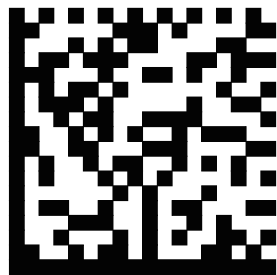
輸入される医療機器については、必ずしも一致型でGTINが設定されてるわけではないが、これも国際標準に則った正しいGTINの設定である。したがって、読み取り側は、GTIN-13が設定されたものを必ず個装として取り扱うのではなく、それぞれのパッケージに設定されたGTINと、入数を含めた医療機器情報をひも付けて、データベースで管理する必要がある。

●データマトリックスでの表示

日本では、医療機器へのバーコード表示は、主に一次元シンボルであるGS1-128シンボルにより行われている。しかし、海外では、二次元シンボルであるGS1データマトリックスの利用も進められている。バーコードリーダーの種類によっては、

二次元シンボルの読み取りができないものもあるが、今後、GS1データマトリックスによる表示が増加することを踏まえれば、一次元および二次元シンボルの両方を読み取ることができるカメラ方式のバーコードリーダーの導入が求められる。

図表2 データマトリックスの例



(17)201030(10)123
(01)14912345000016

●GS1-128シンボルの総幅と高さ

GS1標準では、GS1-128シンボルの総幅は、左右のクワイエットゾーンも含めて165.10mm以内とされている。一方、日本の業界推奨値は100.00mm以内とされてきた。日本国内向け製品については、100.00mm以内の総幅とすることで問題ないが、海外からの輸入品については100.00mmを超えるバーコード表示が行われることもあるた

め、読み取り側は最大165.10mmへの対応が必要となる。

また、GS1-128シンボルの高さについては、高い方が読み取りやすくなることから、GS1標準では最低の高さは12.7mmとされている。一方、日本の業界推奨値は10.0mm以上とされており、GS1標準と比較して多少小さく設定されている。したがって、製品の出荷先（国内または海外の別）を確認して、バーコードの高さを決めることが望ましい。また、国内向け製品であっても、読み取りの容易性に鑑み、表示面積に余裕のある場合は、十分に高さをとることが望ましい。

以上、本ガイドの記載内容を3点紹介したが、このほかにも差異は存在する。

本ガイドは、GS1ヘルスケアジャパン協議会ホームページ上で公開されるので、参照されたい。
(http://www.dsri.jp/gshealth/disclosure/gs1_healthcare_rules.html)
(ヘルスケア業界グループ 前川)

流通システム標準に関する情報を発信／サービスを拡充

－ GS1 Japan パートナー会員制度 2016 年度活動報告－

当センターの「GS1 Japan パートナー会員制度」は、最新のシステム化動向や取組み事例などの情報を共有し、流通業界全体の情報システム化、標準化を推進することを目的としている。会員数は前年度から20 増え 118 となり、日本を代表する大手 IT ベンダーも多数加入している。

発足から 2 年目となる 2016 年度の活動を以下に報告する。

会員構成 (2017 年 1 月現在)

売上高	会員数
10 億円未満	51
10 億～100 億円	26
100 億～1 兆円	35
1 兆円以上	6
計	118

活動概要

2016 年度のパートナー会員制度では、4 回の定例セミナーと 3 回の

特別セミナー、そして見学会を開催し、多くのご参加を頂いた。見学会では慶應義塾大学 SFC の Auto-ID ラボの見学を行った。

また、情報共有として、定例セミナーごとのレポートに加えて、当センターが発行している資料などの配付を行っている。さらに、会員企業の営業支援として、広告掲載やリテールテック JAPAN 内当センターブースへの出展を割引価格で提供している。

さらに、今年度新たに『GS1 Japan パートナー会員ロゴマーク』の使用許諾制度を運用開始した。これは、会員ロゴマークを会員が発行するチラシ・パンフレットや名刺などに表示できるものである。また、センター web ページ上に、会員が提供している製品やサービスの検索システムを構築することを予定。

GS1 Japan パートナー会員ロゴマーク



2017 年度に向けて

設立 3 年目となる 2017 年度については、2016 年度と同様に各種イベントを開催する。詳しい情報・加入方法等は当会員制度 web ページにて公開されている。

<http://www.dsri.jp/partnership/index.htm>

(GS1 Japan パートナー会員制度 事務局)

開催月	イベント名	主なテーマ
2016/7	EPC 技術セミナー	GS1 EPC/RFID 標準の概要 EPC Tag Data Standard など
2016/8	第 1 回定例セミナー	軽減税率制度について 画像識別レジについて など
2016/10	第 2 回定例セミナー	中間流通の情報化最新動向 卸のマーケティング情報化 など
2016/11	第 3 回定例セミナー	IT を利用した物流の効率化と展望 物流業界を中心とした GS1 識別コードの普及に関する動向 など
2016/11	見学会	慶応大学 Auto-ID ラボ・ジャパン
2016/12	EPC 技術講座	EPC/TDS LLRP/ALE
2017/1	特別セミナー	「原材料識別のためのバーコードガイドライン」のご紹介 GS1 標準による医療機器等へのバーコード表示
2017/3	第 4 回定例セミナー	小売業のオムニチャネル戦略 EC 事業者のバックオフィス業務効率化 など

基礎からはじめる

入門講座ご案内

参加費無料

当センターでは、2017年度バーコード、電子タグ (EPC/RFID)、流通BMSの各入門講座を開催しています。初めての方にも分かりやすく説明いたしますので、是非ご参加ください。



バーコード入門講座

プログラム (13:30~15:30 (※途中 10分休憩))

国際標準の商品識別コードとして利用されている、JANコード、集合包装用商品コードに関する基礎。その他の関連情報。

- ① JANコード
コード体系、利用方法、JANシンボルの印刷など
- ② 集合包装用商品コード
コード体系、利用方法、ITFシンボルなど
- ③ GTIN (Global Trade Item Number)
- ④ その他の関連情報の紹介

※プログラム内容につきましては、当センター迄お問い合わせ下さい。

受講対象者：これからバーコードを導入する事業者の方。
商品メーカー・卸売業・小売業・IT企業・物流業など。

開催日・場所

東京会場： 2017年 4月19日(水)
5月10日(水)
5月31日(水)

- 当センター会議室 (東京都港区赤坂 7-3-37 ブラース・カナダ 2F)
地下鉄 銀座線・半蔵門線・大江戸線「青山一丁目」4番出口 徒歩約4分

大阪会場： 2017年 5月24日(水)

- 大阪商工会議所 (大阪市中央区本町橋 2-8)
Tel: 06-6944-6268
地下鉄「堺筋本町」12番出口 徒歩10分 「谷町4丁目」4番出口 徒歩10分

参加方法

ウェブサイト上のお申し込みフォームよりお申し込みください。
URL: http://www.dsri.jp/seminar_book/seminar/

お問い合わせ： 流通システム開発センター バーコード入門講座担当
Tel: 03-5414-8502 E-mail: kouhou@dsri.jp



電子タグ(EPC/RFID)入門講座

電子タグ (EPC/RFID) 入門講座について

本講座は、電子タグの特徴や国際標準、活用事例について、動画を交えながら、初めての方にもわかりやすく解説します。



開催日・場所

東京会場：2017年 4月26日(水)

- 当センター会議室 (東京都港区赤坂 7-3-37 ブラース・カナダ 2F)
地下鉄 銀座線・半蔵門線・大江戸線「青山一丁目」4番出口 徒歩4分

受講対象者：電子タグシステムに関心のある企業の方、特に自社業務での電子タグの利用をお考えの方。

プログラム (13:30~16:30)

- (1) はじめに
- (2) 電子タグとは
- (3) 電子タグの活用シーンと導入事例
- (4) 電子タグシステムの導入に向けて
- (5) GS1 EPC/RFID標準の紹介

参加方法

ウェブサイト上のお申し込みフォームよりお申し込みください。
URL: http://www.dsri.jp/seminar_book/seminar/epc_seminar.htm

お問い合わせ： 流通システム開発センター 電子タグ入門講座担当
Tel: 03-5414-8570 E-mail: epcdesk@dsri.jp



流通 BMS 入門講座

流通 BMS 入門講座について

本講座は、誰でも無料で参加できる講座です。流通EDIの基礎知識から流通BMSの利用方法まで幅広く学ぶことができます。

開催日・場所

東京会場：2017年 4月12日(水)

- 当センター会議室 (東京都港区赤坂 7-3-37 ブラース・カナダ 2F)
地下鉄 銀座線・半蔵門線・大江戸線「青山一丁目」4番出口 徒歩約4分

大阪会場：2017年 4月19日(水)

- 新大阪丸ビル別館 5-2号室
大阪市東淀川区東中島 1-18-22 丸ビル別館
JR 新大阪駅東口より徒歩2分、地下鉄御堂筋線新大阪駅⑤、⑥番改札出口徒歩8分

受講対象者：これから流通業のシステムを担当する方、流通BMSの導入を検討しているユーザー企業の現場・システム部門の方。ユーザー企業をサポートするSI企業の方等

プログラム (14:00~16:30)

第1部 14:00~15:10	流通EDIの概要 流通EDIの基礎、流通BMSの導入メリット、最新状況など
第2部 15:20~16:30	流通BMSの基礎知識 運用プロセス、メッセージ項目、導入の流れ ガイドラインやメッセージ項目一覧の見方など

※第1部のみ、第2部のみ、の受講も可能です。
※ガイドラインとは、流通BMSの業務プロセスと各メッセージおよびデータ項目などについて解説したものです。

参加方法

ウェブサイト上のお申し込みフォームよりお申し込みください。
URL: <http://www.dsri.jp/ryutsu-bms/event/edi.html>

お問い合わせ： 流通システム開発センター 流通システム標準普及推進協議会
Tel: 03-5414-8505 E-mail: ryutsu-bms@dsri.jp